

ベルリン日本人国際学校定款

1993年4月29日制定

2000年9月18日改訂

2019年8月23日改訂

第一条 名称及び所在地

1. 本法人は「ベルリン日本人国際学校」と称し、法人登録をする。登録後の名称は、「共益法人ベルリン日本人国際学校」とする。
2. 本法人の所在地をベルリン市とする。

第二条 法人の目的

1. 本法人は諸国民間、特に独日両国民間の相互理解の促進に以下を通じ貢献することを目的とする。
 - a. ベルリン市及びその周辺に在住する日本人及びその他あらゆる国籍の子弟の為の日本人学校の設立及び運営。
 - b. 日本とドイツ連邦共和国との間の文化交流の促進。
2. 本法人は、租税規則の趣旨に沿って専らかつ直接公益目的のみを遂行するものとする。本法人はその活動において私欲を求めず、まず第一に自身の経済目的を迫及することはしない。本法人の資産は定款に則した目的にのみ使用することを許される。会員は、本法人の資産より如何なる配分も受けてはならない。何人も本法人の目的に関係のない支払い、又は不当に高額な報酬によって恩恵を受けてはならない。
3. 本法人の役員は全員名誉職として活動する。
4. 本法人によって設立、運営されている本校において、少なくとも児童生徒の25%までは、保護者の経済的な事情により授業料の軽減等の特別措置を得られることができるものとする。

第三条 会員資格

1. 会員は、本法人の目的を支持し推進する18歳以上の自然人及び法人をもって構成する。会員資格としては、名誉会員、普通会員、賛助会員がある。
2. 普通会員及び賛助会員の入会申請は、文書により理事会宛に提出するものとする。入会の可否は理事会が、出席し且投票する理事の単純多数決をもって決定する。名誉会員は、理事会が任命する。入会する全ての会員は定款の写しを受け取るものとする。

第四条 会員資格の喪失

1. 会員は死亡、退会、または除名により会員資格を失う。
2. 退会は理事会に対し文書により申し出ることを要する。退会は毎年3月31日付をもって行うものとする。納入済会費は返却されない。
3. 本法人の目的に著しく違反する行為を行うか、又は本法人の名誉及び利益を著しく傷付ける行為のあった会員については、理事会が除名処分を行うことができる。但し、処分を決定する前に理事会は当該会員に対し、口頭又は書面をもって弁明する機会を与えねばならない。

除名決定は理事会より当該会員に対し書面をもって理由を明らかにした上で通告される。除名決定の通告をもって会員の権利は停止される。本決定に対し会員は総会に対し上訴する権利を有する。上訴は除名決定通知後一ヶ月以内に理事会に請求されねばならない。理事会は一ヶ月以内に総会を招集する義務があり、決議は投票された票の75%多数決をもって決定される。

第五条 会費

年会費及び一回限りの入会金は総会において決定される。

第六条 法人の機関

法人の機関としては

1. 理事会
2. 総会を置く。

第七条 理事会

1. 理事会は理事長一名、副理事長一名ないし数名、財務理事一名、及び理事若干名をもって構成される。校長は校長たる資格において理事となる。理事と副理事長の数は総会の選出前にその都度確定する。
任期中に理事会は現職理事の75%の賛成をもって新理事を補充することができる。但し、この補充については、次回の総会迄とし、それ以後については総会の確認を受けることを要する。理事は本法人の会員であることを有しない。
2. 理事は総会により二年間の任期をもって選出され、総会が人数の制限を行わない限り、新しい理事が代わりに選出又は補充される迄任務につくこととする。理事の再選又は再度の補充は可能である。
3. 理事は何時でも理事長又は副理事長に対する意思表示により職務を辞することができる。どの理事も総会の投票された票の75%の多数決による決定により解任され得る事とする。
4. 理事が離職した場合、遅滞なく選出又は補充しなければならない。理事会は理事長又は副理事長一名を含む最低五名の選出された理事が揃っていれば行為能力あるとみなす。
5. 理事長、一名ないしは複数の副理事長及び財務理事が民法26条にいう理事会を構成する。理事長、一名ないしは複数の副理事長及び財務理事は総会による理事会選出の際に任命される。総会においてかかる任命なき場合は理事会が任命を行う。
6. 本法人は法的、法的以外の場合でも理事二名の連署をもって代表される。但し 理事の内の一名は理事長又は副理事長でなければならない。
7. 理事会は総会の決定事項を遂行し、総会の要議決事項として明示されていない事項の決定を下す。理事会の決定は理事5名出席をもって有効とみなす。本定款において他の如く定められていない限り、理事会は、出席し投票する理事の多数決により決定を行う。
理事における投票の際、賛否投票同数の場合には理事長の一票が、理事長が出席できない場合には副理事長（複数の副理事長が出席している場合には、年長者）の一票が決定票となる。
8. 理事会は独自の運営規則を設けることができる。

第八条 理事会の管轄

1. 理事会は、定款上総会に委任されていない限り本法人にかかわる全ての事項を管轄する。
理事会は特に次の任務を行う。
 - a. 総会の準備及び議題作成。
 - b. 総会の招集。
 - c. 総会決定の遂行。
 - d. 過年度の会計報告作成。
 - e. 入会及び会員除名に関する決定。
 - f. 当該年度の予算案作成。
 - g. 雇用契約の締結及び解約。
2. 理事会は半年の内最低一回、できれば二回招集することが望ましい。

第九条 評議員会

理事会は助言及び支援を得るために評議委員会を設ける権利を有する。
評議員は本法人の会員である必要はない。

第十条 会計監査役

総会は毎年二名の会計監査役を選任する。会計監査役は理事たることを得ず。会計監査役は常時、本法人の全ての業務資料を閲覧する権利を有する。会計監査役は会計事項に関し、正常なる取り扱いが行われていることを常時確認し、総会において会計に関する監査報告を行わなければならない
任期中に理事会は必要とあれば理事の75%の賛成をもって新会計監査役を補充することができる。但し、この新会計監査役の任期は、次回の総会までとする。

第十一条 総会

1. 定例総会は毎年一回、事業年度終了後六ヶ月以内に理事会により招集される。臨時総会は前年の12月31日現在の登録会員の一割の要求がある場合に理事会が招集する。
更に理事会が必要と認めた場合には、随時、臨時総会を招集することができる。
2. 招集通知は、文書をもって総会開催の最低2週間前に全会員に対し送付することを要する。
右招集通知状には議題を列举することを要する。招待状は会員が本法人に対し最後に連絡した住所宛に投函されたことをもって、会員に送付されたものとみなす。
3. 会員は他の会員に対し書面をもって本人の投票権を委任する事ができる。
会員以外の人物による代理は認められない。
4. 総会は次の事項を管轄する。
 - a. 理事の選出及び解任
監事の選出及び解任
 - b. 理事会及び監事の免責
 - c. 当該年度予算案の承認
 - d. 過年度の年次報告の承認
 - e. 定款変更及び本法人の解散決定
 - f. 会費の設定
5. 総会は理事長又は同人に支障のある場合、副理事長の司会のもとで行われる

理事長及び副理事長が本法人の会員でない場合又は出席出来ない場合には、総会が委員長を選出する。

6. 総会は会員の2/3以上が出席しているか正式に出席を委任している場合に定足数を充足しているものとする。
定足数を充足しない場合は理事会が4週間以内に同じ議題をもって総会を招集しなければならない。
この二度目の総会は出席する会員の数とは関係なく成立する。この点について招待状の中で明記する必要がある。
7. 総会は出席会員及び議決権を委任された会員の単純多数決をもって決議する。但し、定款の変更については出席会員及び正式に委任された会員の3/4以上の賛成を要する。
8. 議決は秘密投票、あるいは挙手により為される。議決が秘密投票あるいは挙手のいずれかにより為すべきかについては、各総会の前に予め決定されるものとする。
9. 総会ごとに総会より任命された理事が書記として出席者名簿を含む議事録を作成する。
議事録の中には総会決定事項が記載されていなければならない。
書記及び総会を司会した理事長が議事録に署名すること。

第十二条 事業年度

本法人の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了するものとする。初年度は本法人登録の日をもって始まる。

第十三条 寄付

本法人の各機関は、その目的遂行の為、寄付募集に努力しなければならない。募金対象は制限しない。但し、この寄付が本法人の目的を損なう恐れのある場合には、理事会は、その裁量によりこれを拒否することができる。

第十四条 解散

1. 本法人の解散に関しては、総会が全会員の3/4の多数決をもって決議する。
2. 本法人の清算はその時に選出され任期中の理事により行われる。理事が不在の場合には総会によって清算人が任命される。
3. 本法人の解散、又は法人の公益性の喪失の場合には本法人の資産は、A0, Nr. 1, Abs. 2. §52にいう諸国民間の相互理解の促進、特に日本とドイツ連邦共和国との間の交流の促進を目的とした公法上の法人あるいは税務上の特典を持つ団体に移管される事とする。
4. 上記の限定は本法人が他の原因により解散するか法的能力を失った場合にも適用される。

第十五条 消滅規定

前条までに述べたる規定の一つが効力を失った場合にも、他の条項は存続する。

以上